



令和3年度起

学習用 iPad 使用上のルール

宇和島市教育委員会
線部表現変更(令和5年11月)

1 はじめに

宇和島市から貸し出す学習用 iPad は、学習活動のために使うことを目的としています。みなさんが卒業するときには、翌年の1年生に引き継がれます。大切に扱きましょう。

2 使用ルール

- ・ 学習活動に関わる以外に使用しないこと。
- ・ 先生が許可した時間や活動、場所でのみ使用すること。
- ・ インターネット検索は基本的にロイロノートを経由して行うこと。また、画像や動画、資料はロイロノート(容量無制限)に保存し、端末に保存しないこと。(端末容量を圧迫し、動作が不安定になる恐れがあります。)
- ・ iPad は一人一人に貸与されたものです。他人の iPad を触ったり、使わせたりしないようにし、落下や紛失等がないよう、十分気を付けること。
- ・ 落書きや傷をつける行為は絶対にしないこと。また、iPad の設定を勝手に変更しないこと。
- ・ 登下校中はカバンの中に入れ、使用しないこと。
- ・ 家庭で利用する際、Wi-Fi 環境がある場合は接続をお願いいたします。(LTE 通信料に制限があり、校内での学びに支障がでる恐れがあるため。)
- ・ 使用時間など利用にあたっては保護者の方とよく話し合い、学校のルールを順守すること。

※ 例: 19:00~21:00 学校で課された課題のために使用 など

★ iPad を使用するにあたり、目的外で使用したり、上記のルール等の決まりが守れない場合は、使用を制限したり、使用を中止したりすることがあります。

3 不具合や故障について

- ・ 落下等で本体が故障したり、インターネットが使えなくなったり、再起動しても元に戻らなくなったりしたときは、すぐに先生・学校に連絡すること。
- ・ 端末の使用状況につきましては、学校で随時確認していきます。
- ・ 紛失・盗難の場合は、必ず学校へ報告すること。その後経緯を調査し、警察に報告することになります。

★ 過失等により、iPad が使用できない状態になった場合は、1回目は無償で交換いたします。2回目以降の端末の故障については、故意、過失等に関わらず実費での修理代金(42,000 円程度)を保護者の方にお願ひします。

ただし、1回目の故障であっても、本ルールに則った使用方法でない場合は、実費での修理代金をお願いすることがあります。

4 安全な使用について

- ・ 宇和島市 SNS 学習ノートで学んだ内容を守ること。
- ・ 自分の iPad のアカウント ID やパスワードなどを絶対に他人に教えないこと。また、自分や他人の個人情報(名前、住所、電話番号、写真など)はインターネット上に絶対に上げないこと。
- ・ iPad の使用状況については、学校及び教育委員会で全て把握しています(インターネット履歴、設定変更、保存資料等)。怪しいサイトにアクセスしたり、不要な写真・音楽を iPad に保存したりしないこと。
- ・ 学習時、動画や写真の撮影、音声の録音は可能です。ただし、それ以外の私的な使用は慎むこと。

★ 盗撮等の行為は迷惑防止条例違反、軽犯罪法違反、知的財産権侵害等さまざまな罪に問われるれっきとした犯罪です。あってはならないことですが、このような事実が発覚した場合はただちに警察に通報いたします。